

洋上アルプス

私の屋久島



森への一步

手塚 賢至

(ヤッタネ! 調査隊代表)

山へはいる時には、山の神様へ手を合わせて入山のようにお願いします。そして、その日の活動を終えて下山した折りにも“ありがとうございます”とお詫びを込めて手を合わせます。

絶滅危惧種ヤクタネゴヨウの生木調査を始めたところでは、「種の保全・保護」を目的とした活動であればこそ、その旗印のもとに数多くの小さな命を知らず、又やむを得ず踏みつけたり、殺めたりしているのですから、なぞ生命への愛しさを意識します。

古来より屋久島の人達は私(人)と自然の結びつきを大切にし、心の世界に宿してきたと言います。せめて私も山の神様への挨拶を忘れずに、森への一步はかくありたいと想います。

保全センターには、屋久島での森林環境保全の在り方・森林レクリエーション施設の整備状況等を視察する目的で、多くの方々が来所されています。

視察者に対しては、「保全センターの森林環境保全に対する取り組み方」等について説明し、世界自然遺産地域の現状と保全活動について理解を深めてもらう様努力しています。

検討委員会開催について

九州森林管理局では、絶滅危惧種であるヤクタネゴヨウの保全会」を熊本で七月二五日、また森林生態系保護地域のバッファゾーン区域に係わる整備を目的とした「バッファゾーン整備事業検討委員会」を屋久島で七月二六日～二八日（現地検討会含む）に開催します。

平成12年7月5日

林野庁 屋久島森林環境保全センター発行

鹿児島県熊毛郡上屋久町宮之浦 1577-1

TEL 09974-2-0331 FAX 09974-2-0333

NO. 64

会議ではまず、GW期間中に行つた縄文杉周辺での監視指導と有料シャトルバスの運行による荒川林道入口での一般車両乗入規制について結果報告がありました。

特に、シャトルバスの運行試みであつたため、プレス発表が遅くなり利用者への周知徹底が完全にできなかつたと、規制時間の午前五時前に乗り入れがあり、駐車場でのバスの回転ができなかつたこ

については、今回が初めての試みで、規制時間の午前五時前に乗車された上では、問題が生じないよう実施の方向で検討す

ます。夏休み縄文杉の監視指

六月二三日、本年度第二回目の山岳利用対策協議会が開催され、GW期間中の活動報告及び夏休み期間中の対策について協議しました。

今夏休み車両乗入規制の実施見送る

導のあり方については、施設の整備が進み、状況が変化しているため、再検討を要するとの意見がでましたが、これまでどおり関係機関で協力して行うこととなりました。

その他、協議会構成員の見直しについての意見がでました。必要に応じオブザーバーの参加は認めるものの、本協議会の公的性からして新たな構成員の追加はしないことになりました。

直しについての意見がでまし

たが、必要に応じオブザーバー

ーの意見がでました。

まだどおり関係機関で協力して行うこととなりました。

その他の意見がでました。

直しについての意見がでまし

たが、必要に応じオブザーバー

ーの意見がでました。

国有林野入林の際のお願い

屋久島が平成5年12月に世界自然遺産に登録されて以来、観光客の増加に伴い国有林野への入林者も年々増加の傾向にあります。

国有林野で各種イベント・新聞・テレビ・雑誌の取材等及び学術研究のための調査等を行う際には、「国有林野入林申請書兼請書」で申請し入林許可が必要です。(ただし、一般の方が国立公園施設の登山道・自然休養林・国との契約提携等による森林へ入林される場合は除きます。)

また、「屋久島森林生態系保護地域」での調査等の際には「保護林調査申請書」も併せて申請し許可を取って頂くことになります。

お手数ですが、ご協力よろしくお願ひします。

1 屋久島国有林への入林申請

- (ア)申請先 屋久島森林管理署及び屋久島森林環境保全センター
(イ)提出書類 「国有林野入林申請書兼請書」
※テレビ等の取材での入林の際には簡単な企画書添付

2 屋久島森林生態系保護地域内の調査等の入林申請及び保護林調査申請

- (ア)申請先 屋久島森林環境保全センター
(イ)提出書類 「国有林野入林申請書兼請書」及び「保護林調査申請書」

3 入林許可条件

- (ア) 入林者は常に許可証を携帯し、森林管理署員の要求があった場合は許可証を提示すること。
(イ) 標識の設置等をしようとする場合には、森林管理署長の指示を受けること。
(ウ) 測量等のため支障木の伐採または、土石の採掘を必要とする場合はあらかじめ届出をし、森林管理署長の指示を受けること。
(エ) 予見し難き事情により止むを得ず支障木を伐採したときは、遅滞なく森林管理署長に届出て、その指示を受けること。
(オ) 伐採木竹の処分は、森林管理署長がこれを行うこととし、売払いのできなかった場合及び土石の採掘については、森林管理署長の定める価格を賠償すること。
(カ) 前項の賠償を森林管理署長の指示する日までに納付しないときは、森林管理署長の定める延滞違約金を納付すること。
(キ) 山火事が発生しないよう火気には十分注意すること。
(ク) 入林するときは、入林前に入林者の住所氏名をすみやかに森林事務所森林官へ届出すること。
(ケ) 入林目的が終了したときは、入林許可証を添付して、森林事務所森林官へ届出すること。
(コ) 入林期間の延長を必要とするときは、森林管理署長又は森林事務所森林官に書面をもって届出すること。
(サ) 入林者において不法行為のある場合は、入林を禁止されても異議ないこと。
(シ) 入林は、自己の責において行うこととし、万が一事故が発生しても森林管理署(施設管理者)に責任を問わないこと。また、最善の安全確保を図ること。

4 遵守事項等

《 登山道でテレビ等の取材をする場合 》

- (ア) 登山道で撮影等される場合はあくまでも一般の登山者が優先です。撮影の協力を呼びかける等の措置をとりスムーズな誘導に心がけ、登山者の支障にならないように注意して下さい。
(イ) 登山道以外の森林に立ち入る時は、その旨届け出て許可を取って下さい。
なお、森林生態系保護地域内は、原則として立入禁止としています。

※ 荒川登山口(通称)～縄文杉ルートの取り扱い

この間の森林軌道(トロッコ)敷は、もともと国有林の木材搬出専用施設です。荒川口から縄文杉へ至る代替歩道が確保できないため、当面の間、やむを得ず急増している登山者の歩道利用に供されていますが、危険な箇所もあるところです。

このため、この間の森林軌道敷を登山ルートとして報道されることは、視聴者等の誤解を招くおそれがありますので、この間での撮影はご遠慮下さい。

ただし、番組の都合上どうしても報道せざるを得ない場合は、上記の考え方をご理解のうえ報道して下さい。

《 屋久島自然休養林及び風景林内でテレビ等の取材をする場合 》

- (ア) 林内(休養林内のみ)で撮影等をされる場合は、必ず管理人に入林許可証を掲示し撮影内容を説明してから入って下さい。
(イ) 休養林・風景林の目的を十分理解していただき、一般客の支障にならないように注意して下さい。
(ウ) 周囲の森林及び生態系保護のため既設の通路(歩道)以外には絶対に入らないで下さい。

《 森林生態系保護地域内 》

- (ア) 森林生態系保護地域保存地区
森林生態系保護地域保存地区においては、森林生態系の厳正な維持を図ることを目的とし、原則として人手を加えずに自然の推移にゆだねることとしているので、入林の際は、火気使用、空き缶投棄等、その生態系を壊すような行為は絶対にしないで下さい。
(イ) 森林生態系保護地域保全利用地区
森林生態系保護地域保全利用地区においては、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす地区であるので、保存地区同様細心の注意をはらって下さい。